
規 則

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則をここに公布する。

令和2年10月16日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則

国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第33条第1項並びに国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）第4条第1項第2号及び第3号の規定により同法第30条第1項の規定による立入検査又は質問をする職員の同条第4項に規定するその身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（高知県国民生活安定緊急措置法施行細則の廃止）
- 2 高知県国民生活安定緊急措置法施行細則（平成12年高知県規則第116号）は、廃止する。

規 則

◎ 高知県国民生活安定緊急措置法に規定する証明書に関する規則